

補正予算（第10号）の内容について

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するとともに、小中学校における感染予防対策等について増額する。

2 子育て世帯への支援

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|--|--|----------|-----------|---------------|
| 子育て世帯への支援 | | 401,047 | ▲132,801 | 533,848 |
| 児童手当における特例給付の所得要件に該当する世帯への子育て世帯臨時特別給付金の支給 〔繰越明許費〕 【こども政策課】 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、18歳までの子どもがいる世帯のうち児童手当における特例給付の所得要件に該当する世帯に対し、給付金を支給する。</p> <p><対 象>①児童手当における特例給付受給世帯（令和3年9月分の支給世帯） ②児童手当受給者以外で、18歳までの児童（平成15年4月2日～令和3年9月30日までに生まれた子）を養育し、児童手当における特例給付の所得要件に該当する者 ③令和3年10月1日～令和4年3月31日までに出生した児童の父母等のうち児童手当における特例給付の所得要件に該当する者</p> <p><支給額>児童1人あたり5万円 <支 給>①：3月中旬（申請不要）、 ②③：申請に基づき5月中旬以降</p> <p>【財源：コロナ対応地方創生臨時交付金(国) 40,288】</p> | 401,047 | 40,288 | 360,759 |
| 小学校給食費の無償化 【学務課】 | <p>小学生がいる世帯において、新型コロナウイルス感染症により生活・就労面等の影響が生じていることを踏まえ、小学校給食費を無償化する。</p> <p><対象期間>令和4年1月～3月</p> | | ▲173,089 | 173,089 |

3 小中学校における感染予防対策等

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|---|---|----------|-----------|---------------|
| 小中学校での感染予防対策 | | 70,225 | 70,225 | |
| 小中学校での感染予防対策・学習保障の実施 〔繰越明許費〕 【教育政策課】 【学務課】 | <p>小中学校における感染予防対策や児童・生徒の学習保障を図るため、学校施設の消毒に係る経費や、状況に応じて迅速・柔軟に対応するための各学校への交付金を配分する。</p> <p>【財源：コロナ対応地方創生臨時交付金(国) 35,125、国 35,100】</p> | 70,225 | 70,225 | |

4 家庭保育の協力等に係る対応

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|---|---|---------------|---------------|---------------|
| 家庭保育の協力等に係る対応 | | 61,448 | 39,361 | 22,087 |
| 民間学童保育室利用料の還付費用の補助 【学童保育課】 | 休室時や家庭保育への協力により、民間学童保育室が対象世帯に利用料を減額する場合、その経費について補助する。 <対象>民間学童保育室 <期間>1月4日～ 【財源：国 2,557、府 2,557】 | 7,673 | 5,114 | 2,559 |
| 私立認定こども園等の利用者負担額の減額に対応する施設型給付費負担金等の増額 【保育幼稚園事業課】 | 休園時や家庭保育への協力により、利用者負担額が減収する対象施設について、施設型給付費負担金等を支給する。 <対象>私立認定こども園(29施設)、 私立小規模保育事業所(18施設)、 私立事業所内保育事業所(2施設) <期間>1月4日～ 【財源：国 22,831、府 11,416】 | 45,662 | 34,247 | 11,415 |
| 私立認定こども園等の副食費用減免に係る補助 【保育幼稚園事業課】 | 休園時や家庭保育への協力により、私立認定こども園等が対象世帯の副食費を減免する場合、その経費について補助する。 <対象>私立認定こども園(29施設)、私立保育所(12施設) <期間>1月4日～ | 8,113 | | 8,113 |